

# 中部地整からの情報提供

---

令和6年3月

## ■令和6年度は最終年度です。各種取組 (P.23) の推進、総まとめをお願いいたします。

### ※特に以下の**全国指標**については、**更なる取り組みをお願いいたします**

#### ○**低入札価格調査基準、最低制限価格の設定(工事、業務)** P.2~3

- ・低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定を推進 (工事規模の大小に寄らず)
- ・最新の中央公契連モデルの適用を推進
- ・適用の統一
  - 国・特殊法人等・県・指定都市 : 予定価格250万円を超える工事、予定価格100万円を超える業務
  - 市町村 : 予定価格130万円を超える工事、予定価格50万円を超える業務

#### ○**平準化の推進(工事、業務) ※令和5年度、中部ブロックはワースト1(工事)** P.4~10

- ・各自治体で以下を確実に取り組んでほしい
  - ☆令和6年度の発注状況の見える化(各部署の発注計画を集約し、組織全体で共有)し、平準化率の算定 P.8~9
  - ☆発注タイミングを少しでも前倒しする調整 P.6
- ・発注業務や工事監督等に手が足りない場合、発注者支援機関の活用を P.10

#### ○**週休2日工事の推進(工事)** P.11~18

- ・労働者の健康確保やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のためにも週休2日導入を推進
- ・セットだけでなく達成率もオープンに

## ■その他

- ・R5 自己評価の実施をお願いします。(後日依頼予定)
- ・法改正については情報なし。法改正の後、運用指針の改正に続く流れは同じと思われる。  
(前回のスケジュールを参考に添付) P.21

$$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した件数}}{\text{年度の工事契約件数}}$$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

年度の工事契約件数:当該年度において契約した工事の件数(随意契約を除く)

対象金額:都道府県・政令市は250万円を超える工事(随契除く)、市町村は130万円を超える工事(随契除く)

## ■低入札価格調査基準又は最低制限価格設定割合の基準値(R4) ■実績値(R3、R4)と目標値(R6)



県域	実施率			県域	実施率			県域	実施率		
	実績値(R3)	実績値(R4)	目標値(R6)		実績値(R3)	実績値(R4)	目標値(R6)		実績値(R3)	実績値(R4)	目標値(R6)
北海道	0.73	0.72	0.90	石川県	1.00	1.00	1.00	岡山県	1.00	1.00	1.00
青森県	0.97	0.96	1.00	福井県	0.97	0.97	1.00	広島県	1.00	1.00	1.00
岩手県	0.93	0.93	1.00	山梨県	0.89	0.93	1.00	山口県	0.98	0.98	1.00
宮城県	0.87	0.87	1.00	長野県	0.86	0.87	1.00	徳島県	0.99	0.99	1.00
秋田県	0.89	0.89	1.00	岐阜県	0.76	0.78	1.00	香川県	0.96	0.95	1.00
山形県	0.82	0.83	1.00	静岡県	0.92	0.94	1.00	愛媛県	0.99	1.00	1.00
福島県	0.86	0.85	1.00	愛知県	0.93	0.93	1.00	高知県	1.00	0.99	1.00
茨城県	0.81	0.79	1.00	三重県	0.96	0.96	1.00	福岡県	0.94	0.95	1.00
栃木県	0.97	0.96	1.00	滋賀県	1.00	1.00	1.00	佐賀県	0.77	0.78	1.00
群馬県	0.94	0.95	1.00	京都府	0.98	0.98	1.00	長崎県	0.99	0.99	1.00
埼玉県	0.90	0.91	1.00	大阪府	0.98	0.98	1.00	熊本県	0.92	0.95	1.00
千葉県	0.92	0.91	1.00	兵庫県	0.96	0.94	1.00	大分県	1.00	1.00	1.00
東京都	0.86	0.86	1.00	奈良県	0.92	0.93	1.00	宮崎県	0.99	0.99	1.00
神奈川県	0.97	0.97	1.00	和歌山県	0.97	0.97	1.00	鹿児島県	0.96	0.96	1.00
新潟県	0.94	0.93	1.00	鳥取県	0.91	0.90	1.00	沖縄県	0.92	0.95	1.00
富山県	0.84	0.83	1.00	島根県	0.88	0.91	1.00	全国	0.92	0.92	—

## ■アンケート、ヒアリング結果

- 地整内で、制度未整備の自治体は無い。低入札価格調査基準又は最低制限価格のいずれかは導入されている。
- 発注件数に占める設定割合が低い機関は、制度の必要性をあまり感じていない。(特に規模が小さい工事に対して)
- 低入札価格調査基準又は最低制限価格の算定式は、中央公契連モデルを適用せず、独自で算出している機関もある。
- 受注者からは、国・県・市町村で算定式をあわせてほしい要望あり。
- 適用工事の考え方は機関により異なる。(例: 予定価格●万円以上で実施、総合評価落札方式で実施 等)

## ■今後の方針

- **低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定の必要性の再確認**  
工事の品質確保、労働環境の確保は工事規模の大小にかかわらず重要事項「過去(H26)より一貫」  
>> 適正な労働賃金、品質、安全確保にかかる費用のカットは長期的にみても割高になる。  
(工事抜き工事による施設寿命の減少、手直しの増大、工事中の事故の発生等)
- **最新の中央公契連モデルの適用を推進**  
発注者の違い、工事の大小に関わらず、基準は統一していく(地域差、機関毎による考え方の違いをなくす)  
暫定的に、独自モデルを採用する場合は、根拠を整理  
R4モデル導入(都道府県9割、市町村半数以上)
- **適用工事の考え方を統一していく**  
「国・特殊法人等・県・指定都市」については、予定価格250万円を超える工事の件数  
「市町村」については、予定価格130万円を超える工事の件数

# 【工事】①地域平準化率(地域ブロック単位※)

$$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

※地域ブロック単位:地域ブロック管内の国等(国土交通省以外の国の機関を含む)、都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

「一般財団法人日本建設情報総合センター  
コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対象:契約金額500万円以上の工事  
稼働件数:当該月に工期が含まれるもの

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。

## ■地域平準化率の実績値(R4)



## ■実績値(R3・R4)と目標値(R6)

地域ブロック	地域平準化率			対象範囲
	実績値(R3)	実績値(R4)	目標値(R6)	
北海道	0.74	0.72	0.80	北海道
東北	0.78	0.73	0.75	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	0.72	0.71	0.80	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.75	0.75	0.80	新潟県、富山県、石川県
中部	0.68	0.67	0.80	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.72	0.71	0.78	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.76	0.75	0.90	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.78	0.73	0.90	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	0.74	0.71	0.80	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.75	0.76	0.80	沖縄県
全国	0.73	0.72	—	—

# 【工事】①地域平準化率(県域単位※)

R5.12.22 本省記者発表資料

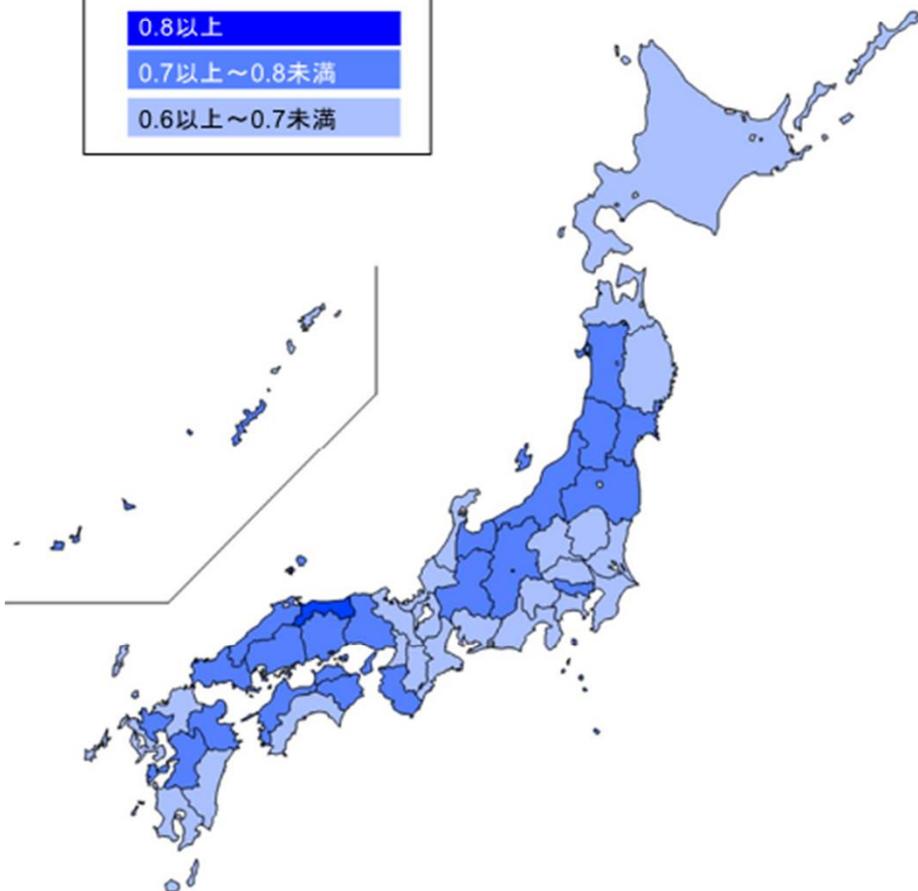
$$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

※県域単位：各都道府県管内の都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

「一般財団法人日本建設情報総合センター  
コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対象：契約金額500万円以上の工事  
稼働件数：当該月に工期が含まれるもの

## ■地域平準化率の実績値(R4)



## ■実績値(R3・R4)と目標値(R6)

県域	地域平準化率			県域	地域平準化率			県域	地域平準化率		
	実績値(R3)	実績値(R4)	目標値(R6)		実績値(R3)	実績値(R4)	目標値(R6)		実績値(R3)	実績値(R4)	目標値(R6)
北海道	0.70	0.68	0.75	石川県	0.65	0.64	0.80	岡山県	0.69	0.73	0.90
青森県	0.66	0.65	0.75	福井県	0.73	0.68	0.76	広島県	0.81	0.75	0.90
岩手県	0.79	0.64	0.80	山梨県	0.67	0.68	0.70	山口県	0.74	0.72	0.90
宮城県	0.84	0.75	0.75	長野県	0.82	0.75	0.75	徳島県	0.80	0.70	0.90
秋田県	0.77	0.78	0.80	岐阜県	0.74	0.75	0.80	香川県	0.78	0.76	0.90
山形県	0.79	0.71	0.75	静岡県	0.66	0.64	0.80	愛媛県	0.80	0.75	0.90
福島県	0.76	0.71	0.75	愛知県	0.61	0.62	0.80	高知県	0.67	0.65	0.90
茨城県	0.59	0.62	0.70	三重県	0.61	0.63	0.80	福岡県	0.66	0.67	0.80
栃木県	0.70	0.68	0.70	滋賀県	0.65	0.65	0.74	佐賀県	0.75	0.73	0.80
群馬県	0.73	0.67	0.70	京都府	0.66	0.66	0.77	長崎県	0.71	0.67	0.80
埼玉県	0.63	0.65	0.70	大阪府	0.67	0.68	0.73	熊本県	0.77	0.75	0.80
千葉県	0.62	0.65	0.70	兵庫県	0.75	0.75	0.82	大分県	0.82	0.73	0.80
東京都	0.75	0.75	0.80	奈良県	0.66	0.62	0.81	宮崎県	0.69	0.64	0.80
神奈川県	0.67	0.68	0.70	和歌山県	0.73	0.75	0.78	鹿児島県	0.73	0.69	0.80
新潟県	0.76	0.77	0.80	鳥取県	0.71	0.80	0.90	沖縄県	0.72	0.72	0.80
富山県	0.75	0.73	0.80	島根県	0.73	0.72	0.90	全国	0.71	0.70	—

- 令和6年度の平準化率をあげるには、令和6年4月～6月の稼働工事を増やす必要がある。

## 令和5年度末の取り組みが、令和6年度目標達成につながる

- 令和5年度残工事の発注スケジュールの調整
  - 令和5年度工事の繰越手続（必要な場合）
- 令和6年度工事の発注スケジュールの調整
  - 発注スケジュールの調整
  - 令和6年度工事の早期発注準備

# 施工時期の平準化（工事平準化率の算出）

○ 平準化率とは、通常閑散期である4～6月期における公共工事の稼働状況を年度平均と比較した指標

$$\left[ \text{平準化率（件数）} = \frac{\text{（4～6月期の月あたり平均稼働件数）}}{\text{（年度全体の月あたり平均稼働件数）}} \right] = 0.80 \quad \text{（令和6年度目標）}$$

**STEP 1** 当該年度に稼働した工事の工期を把握し、各月における工事稼働件数※を算出

**STEP 2** 4～6月期の月あたり平均稼働件数（4～6月において1月あたり平均何件の工事が稼働したか。下記赤枠内の月平均稼働件数）を算出

**STEP 3** 年度全体の月あたり平均稼働件数（当該年度全体において1月あたり平均何件の工事が稼働したか。下記青枠内の月平均稼働件数）を算出

**STEP 4** 平準化率を算出

【参考】求め方の具体例

工事名	工期														
	過年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	翌年度	
A工事 工期：前年度11/3～9/26	←	→													
B工事 工期：6/5～1/13			→												
C工事 工期：9/17～3/28				→											
D工事 工期：1/21～翌年度5/25											→				
各月における工事稼働件数		1件	1件	2件	2件	2件	3件	2件	2件	2件	3件	2件	2件		
4-6月期の月平均稼働件数		4/3（件/月）													
年度全体の月平均稼働件数		24/12（件/月） = 2（件/月）													

※工事稼働件数は、稼働日数に関わらず各月1件ずつカウント  
（例えば、工期が4/1～5/1の工事の場合、  
4月と5月の工事の稼働件数はそれぞれ1件としてカウント）

$$\text{平準化率（件数）} = \frac{\text{（4～6月期の月あたり平均稼働件数）}}{\text{（年度全体の月あたり平均稼働件数）}} = \frac{4/3}{2} = 2/3 = 0.67$$

## ○ 何をすればよいのか？

>> 平準化は年間を通して満遍なく工事が稼働している環境を創ること

①今年度末から来年度末までの 発注工事を 把握します。

- ・ 所属自治体の次年度予定工事について、発注時期と工期を各発注課より入手

② ①を合体させ平準化率を算出。(合体した段階で当該年度の平準化率が判明します。)

(三重県、静岡県等で平準化算定ツールを整備しておられる自治体もあります。)

③-1 平準化率が0.8をクリアしているなら

>> スケジュールどおりに発注できているかを都度 監視※1していく。

③-2 平準化率が0.8を下回っているなら

>> 各発注課の発注スケジュールで前倒しできるところがないか調整※1していく。

その後、スケジュールどおりに発注できているかを監視※1していく。

- ・ ※1 各発注課を定期的に集め発注調整会議(仮称)を設け発注状況の確認をしていく。

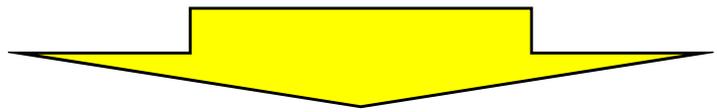
### ■ POINT

- ・ ①の段階で、各発注課が持ち寄る工事計画が、平準化率0.8をクリアしている状態で持ってきてもらうのが最良と思われる。
- ・ ③の発注調整には、上層部まで入ってもらい組織全体の取り組みとして各部に認識してもらうのが良いと思われる。のちの議会説明や繰り越し手続き、0債務を取得するにもスムーズなのではないかと思う。
- ・ 500百万円以上の工事を主に見ていくことが数値を上げる視点となる。

①

〇〇課	繰越	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	繰越	〇〇課	繰越	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	繰越	☆☆課	繰越	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	繰越
〇〇工事															〇〇工事														〇〇工事															
△△工事															△△工事														△△工事															
◆◆工事															◆◆工事														◆◆工事															
□□工事															□□工事														□□工事															

③-2 0.8を下回る場合、このような発注の前倒しが出来ないか調整をしていく。



各課の発注予定を合体！！

② 平準化算出  
(①を合体)

〇〇課	繰越	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	繰越
〇〇工事		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	
△△工事														
◆◆工事														
□□工事														
□□課		2	2	2	2	3	3	3	3	3	2	1	1	
〇〇工事														
△△工事														
◆◆工事														
□□工事														
★★課		2	3	2	4	4	3	2	2					
〇〇工事														
△△工事														
◆◆工事				3										
□□工事														
工事稼働件数		6	7	6	8	9	8	7	7	7	6	4	2	
平均工事稼働件数(4-6月)		6.33												
平均工事稼働件数(12か月)		6.4												
平準化率		0.987												

月毎の工事の稼働本数を算出

③-1 スケジュールどおりに発注が進んでいるのか都度確認していく。

月毎の全体の工事稼働本数を算出

災害対応など、特殊要因を除くことが大事

公共工事の品質確保・更なる向上を目的として、中部4県の公共工事の発注者が『公共工事の品質確保の促進に関する法律』第21条第1項及び第4項の定めに基づき、発注者が発注関係事務を適正に実施することができる者(発注者支援機関)を活用しようとする場合において、国・都道府県が行う支援である、「発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる者の『適切な評価』」を行うため、公共工事発注者支援機関評価制度を設立

## 【支援対象業務】

「積算」、「監督・検査」、「工事成績評定」、「技術提案の審査」

### ■支援機関 [土木]

(公財) 岐阜県建設研究センター  
(公財) 愛知県都市整備協会  
(公財) 三重県建設技術センター  
(一社) 中部地域づくり協会  
(一社) ふじのくにづくり支援センター

### ■支援機関 [建築]

(公財) 岐阜県建設研究センター  
(一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター  
愛知県住宅供給公社  
(公財) 三重県建設技術センター  
(一社) 中部地域づくり協会

週休2日対象工事率 =  $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$  ※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象工事を足し合わせて算出

週休2日公告対象件数 :週休2日対象工事の公告対象となりうる工事(全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの)のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

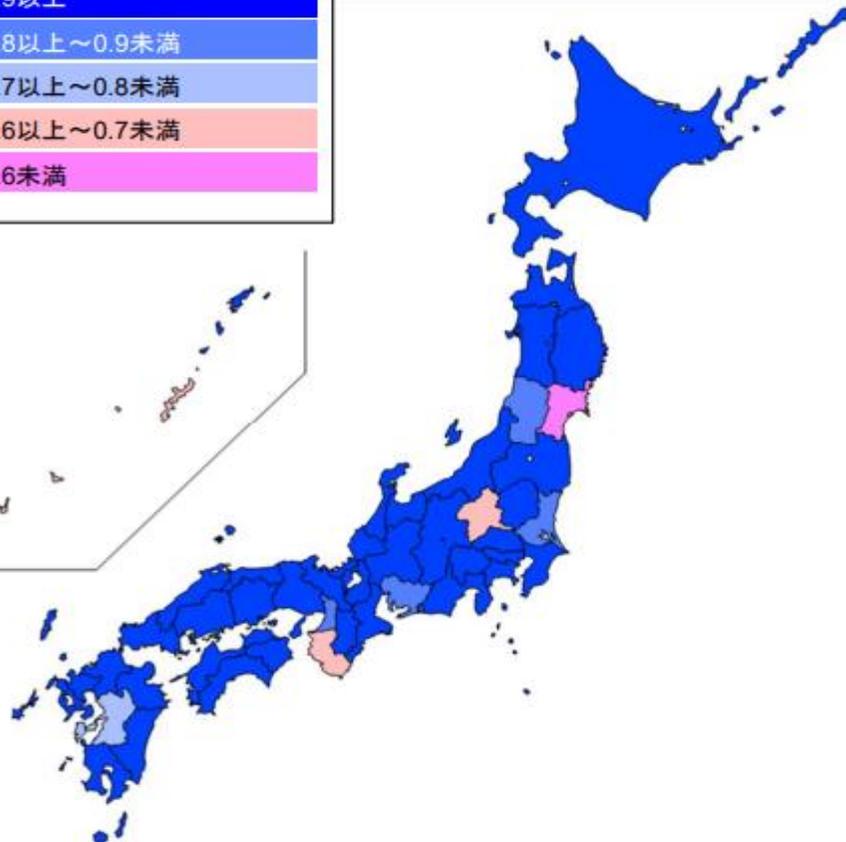
週休2日対象工事件数 :週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象期間 :当該年度(4月1日～3月31日)とする。

## ■週休2日対象工事率の実績値(R4)

凡例(週休2日対象工事率)

- 0.9以上
- 0.8以上～0.9未満
- 0.7以上～0.8未満
- 0.6以上～0.7未満
- 0.6未満



## ■実績値(R3,R4)と目標値(R6)

県域	週休2日対象工事率			県域	週休2日対象工事率			県域	週休2日対象工事率		
	実績値(R3)	実績値(R4)	目標値(R6)		実績値(R3)	実績値(R4)	目標値(R6)		実績値(R3)	実績値(R4)	目標値(R6)
北海道	0.84	0.91	1.00	石川県	1.00	1.00	1.00	岡山県	0.81	1.00	1.00
青森県	1.00	1.00	1.00	福井県	1.00	1.00	1.00	広島県	0.56	0.95	1.00
岩手県	1.00	1.00	1.00	山梨県	0.86	0.96	1.00	山口県	0.54	1.00	1.00
宮城県	0.36	0.30	1.00	長野県	1.00	1.00	1.00	徳島県	0.81	0.99	1.00
秋田県	1.00	1.00	1.00	岐阜県	1.00	1.00	1.00	香川県	1.00	1.00	1.00
山形県	0.56	0.83	1.00	静岡県	0.85	0.93	1.00	愛媛県	0.90	0.92	1.00
福島県	1.00	1.00	1.00	愛知県	0.78	0.83	1.00	高知県	1.00	1.00	1.00
茨城県	0.90	0.84	1.00	三重県	1.00	1.00	1.00	福岡県	0.81	1.00	1.00
栃木県	1.00	1.00	1.00	滋賀県	1.00	1.00	1.00	佐賀県	1.00	1.00	1.00
群馬県	0.84	0.67	1.00	京都府	0.75	0.98	1.00	長崎県	1.00	1.00	1.00
埼玉県	0.48	0.96	1.00	大阪府	0.73	0.83	1.00	熊本県	0.75	0.79	1.00
千葉県	0.86	0.98	1.00	兵庫県	0.87	1.00	1.00	大分県	1.00	1.00	1.00
東京都	1.00	1.00	1.00	奈良県	1.00	1.00	1.00	宮崎県	1.00	1.00	1.00
神奈川県	0.80	0.96	1.00	和歌山県	0.59	0.66	1.00	鹿児島県	0.76	0.91	1.00
新潟県	0.80	0.92	1.00	鳥取県	0.68	1.00	1.00	沖縄県	0.49	0.69	1.00
富山県	0.38	1.00	1.00	島根県	0.61	1.00	1.00	全国	0.81	0.93	—

※一部の地域では分母の対象とする工事の見直しを行っており、今後も変更の可能性がある。

●国土交通省が独自に実施した調査にて、各都道府県から提出された回答を基に令和4年度完了工事における週休2日達成率について集計

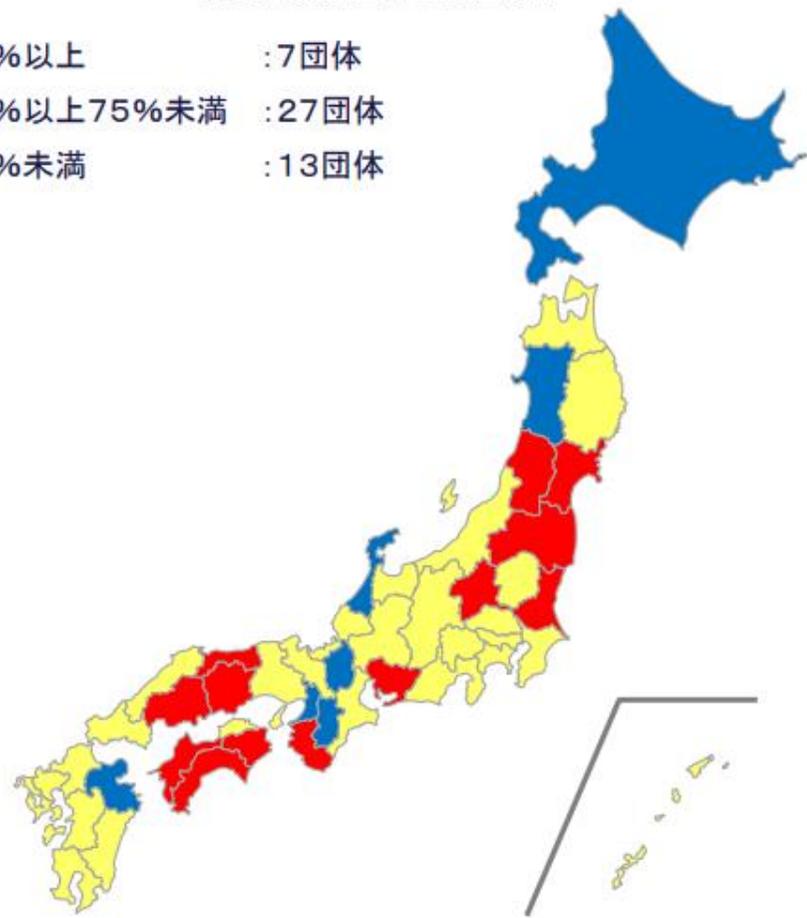
・週休2日達成率 =  $\frac{4週8休達成件数}{令和4年度工事完了件数}$

<定義>

- ・対象期間 : 令和4年4月1日から令和5年3月31日
- ・対象部局 : 土木部局、建築部局、農林部局
- ・4週8休達成件数 : 対象期間内に完了した工事のうち、4週8休以上を達成した工事件数
- ・令和4年度工事完了件数 : 対象期間内に完了した工事件数(災害緊急復旧工事除く)

令和4年度週休2日達成率

- 75%以上 : 7団体
- 30%以上75%未満 : 27団体
- 30%未満 : 13団体



都道府県	達成率	都道府県	達成率	都道府県	達成率
北海道	91.3%	新潟県	64.9%	岡山県	15.7%
青森県	61.5%	富山県	40.1%	広島県	16.0%
岩手県	35.9%	石川県	93.8%	山口県	35.9%
宮城県	15.1%	岐阜県	48.4%	徳島県	21.2%
秋田県	83.8%	静岡県	30.5%	香川県	41.3%
山形県	20.7%	愛知県	18.2%	愛媛県	16.9%
福島県	19.7%	三重県	57.9%	高知県	14.1%
茨城県	18.0%	福井県	65.0%	福岡県	71.5%
栃木県	48.8%	滋賀県	92.4%	佐賀県	45.5%
群馬県	18.0%	京都府	33.9%	長崎県	66.0%
埼玉県	37.1%	大阪府	77.2%	熊本県	56.0%
千葉県	38.2%	兵庫県	40.7%	大分県	77.1%
東京都	41.8%	奈良県	76.3%	宮崎県	66.0%
神奈川県	55.2%	和歌山県	13.5%	鹿児島県	67.0%
山梨県	45.7%	鳥取県	19.8%	沖縄県	39.4%
長野県	70.7%	島根県	62.7%	全国平均	46.5%

(全国平均は単純平均にて算出)

- 受注者希望型では取組が進まない場合では、**発注者指定型を増やす**ことで取組の改善が図られている。
- 要領などで週休2日対象工事を限定せず、**原則全ての工事を対象とする**ことで、週休2日の意識の浸透が進んでいる。
- 作業日が限定される工事や工期に制約がある工事での取り組みには依然課題はあるものの、**週休2日交替制の導入や関係者との密な調整を実施**することなどで改善が期待される。

## 取組が進んでいる理由【週休2日達成率75%以上】

- ・ 原則全ての工事を発注者指定型としており、週休2日の意識が業界に浸透してきたため。
- ・ 増工がない場合でも工期延長を認めることで、取組が進んだと考えられる。
- ・ 当初設計時から予定価格において週休2日工事達成相当の経費補正を行うことで、入札参加段階から企業の週休2日への取組に対する意識が強まったため。また、業界団体との意見交換の場での実施呼びかけ等の効果もある。
- ・ 週休2日要領を発出したことで業界全体への浸透が進んだ。

## 取組の進捗が芳しくない理由【週休2日達成率30%以上75%未満】

- ・ 週休2日対象とする工事について、要領で「〇〇円以上、〇〇日以上」などの金額や工期で限定していたため。
- ・ 発注者指定型を拡大したことで取組件数は増えたが、受注者希望型では不確定要素や工程計画上の理由から週休2日を希望しないケースや4週8休の水準までは達していない工事が多いため。
- ・ 他の関連する工事での工程調整や、日雇労働者の場合の収入源の補填(経費計上)が不十分との理由から、まだまだ件数が増加していない。
- ・ 施設を利用しながら行う工事など、工期に制約がある工事の取組が進んでいない。なお、現在は施設管理者等との調整を進めながら改善を図っている。

## 取組が進んでいない理由【週休2日達成率30%未満】

- ・ 週休2日対象とする工事について、要領で「〇〇円以上、〇〇日以上」などの金額や工期で限定していたため。
- ・ 受注者希望型での発注が多く、受注者の週休2日への認識や工程上の理由から希望しない企業が多いため。
- ・ 取組は進めているが、下請け企業の中には未だ日給の作業員が多く、作業日数をこなしたい先が多いため。
- ・ 自治体発注工事では年間を通しての維持工事などの件数が多く、その取り組み件数の伸びが限定的であるため。
- ・ 作業日が限定される工事については、工期内での計画的な週休2日の実施が難しい。

○建設業は、良質な社会資本の整備を通じて国民生活に貢献するという重要な役割を担っていますが、一方で他産業と比較して労働時間が長く休日数が少ないことが課題となっています。労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、休日数を増やし、より働き易い職場環境づくりを行っていくことが必要です。

○また、建設業は令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されることから、働き易い職場環境づくりは急務になっています。

### 若者が建設業に就職・定着しない主な理由

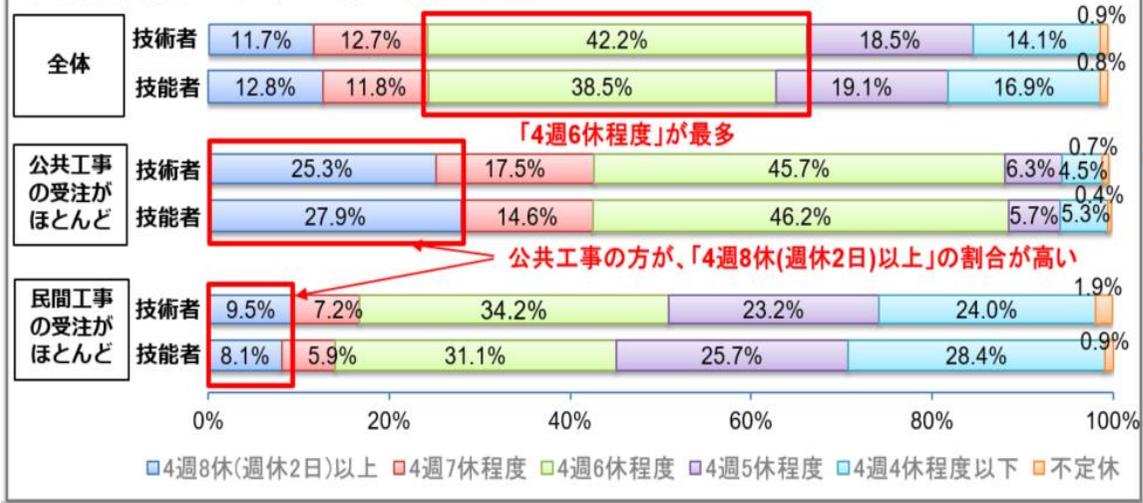
- 【収入・福利面】
  - 収入の低さ
  - 社会保険等の未整備
- 【働くことへの希望、将来への不安】
  - 職業イメージの悪さ
  - 仕事量の減少への不安

- 【休日確保や労働環境】
  - 仕事のきつさ
  - **休日の少なさ**
  - **作業環境の厳しさ**

2002年4月～公立学校の多くで毎週土曜日が休校日となり、現在**27歳より若い世代**(1995・H7年以降に生まれた世代)は、**土日休みが当たり前**の環境で育っている。

※ 建専連「建設技能労働者の確保に関する調査報告」から入職しない理由のアンケート結果より

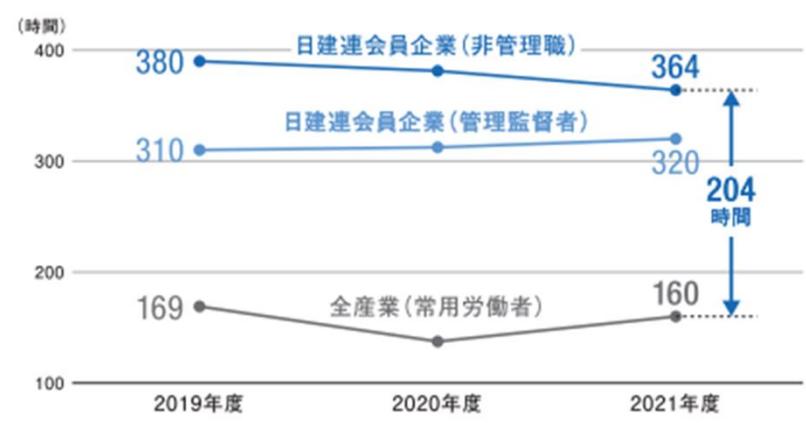
### 建設業における平均的な休日の取得状況



他産業では当たり前となっている週休2日は全体で1割程度、公共工事でも3割を下回る

※ 出典：国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和5年5月31日公表)

### 時間外労働時間



※常用労働者平均は、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」のパートタイムを除く常用労働者の調査産業平均値による。

### 時間外労働上限規制の2021年時点での達成状況

#### 時間外労働上限規制と同等の条件の達成状況

達成状況	非管理職		合計	管理監督者	合計
	上限規制内	上限規制超過			
25,896人	39.3%	39,944人 60.7%	65,840人	41,009人	106,849人

有効回答者数 68社

#### 特別条項適用時の上限規制と同等の条件の達成状況

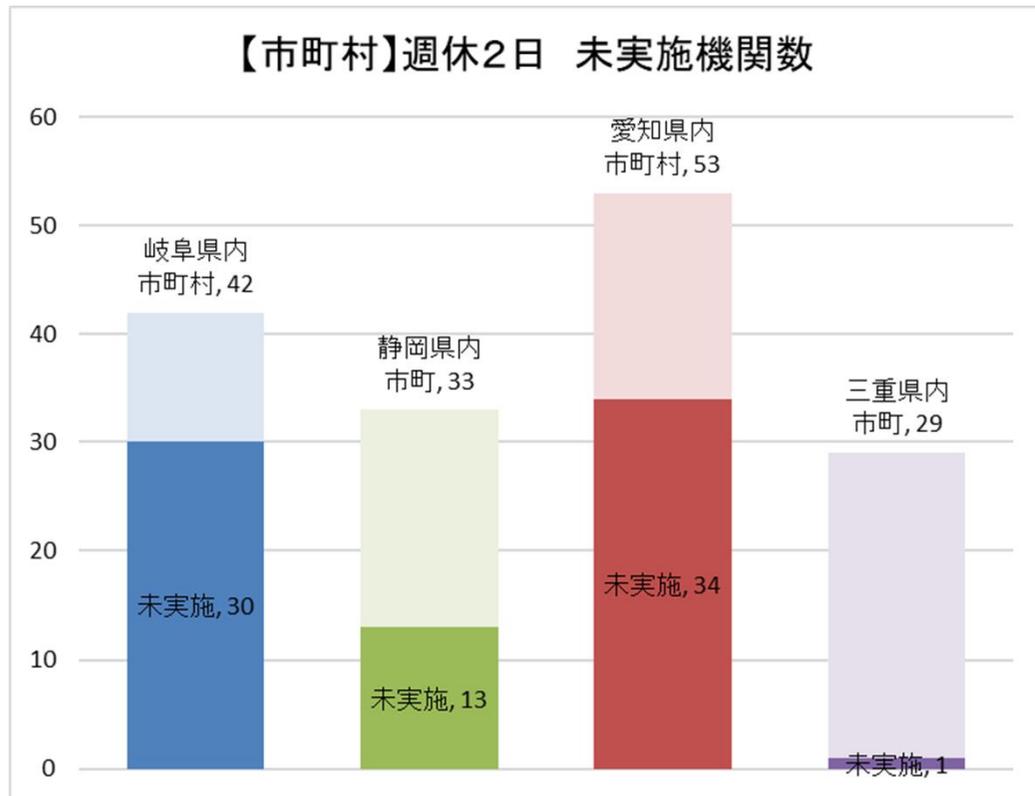
達成状況	非管理職		合計	管理監督者	合計
	上限規制内	上限規制超過			
43,432人	71.4%	17,427人 28.6%	60,859人	39,368人	100,227人

有効回答者数 63社

※日建連リーフレット「建設業の担い手、働き方の現状」より

# 【工事】 週休2日工事の実施状況

○ 市町村で、週休2日未実施(実施件数が0件)なのは、78市町村。



## ◇ 市町村で週休2日を進める必要性

- ・国・県・政令市の工事を受注している下請業者が、土日等の週休日に市町村工事に携わる可能性あり。
- ・時間外労働の上限規制の適用を見据えると、建設業全体で週休2日を進める必要あり。
- ・受注者の働きやすい環境づくり、魅力ある業界づくり。

## ◇ 市町村で週休2日が進まない理由(聞き取り)

- ・経費補正のための予算確保に課題  
予算にあわせて、事業量を減らすことになる。
- ・施工時期が限られている工事では、週休2日の現場閉所が難しい。

未実施の自治体には年間100本程度の工事を発注している団体も含まれる。

発注機関	新・全国統一指標		ブロック土木部長等会議の事前アンケート		
	週休2日 公告指標	週休2日の調査対象	4週8休 達成指標	【発注者指定型】の 週休2日工事として 公告した件数	【受注者希望型】の 週休2日工事として 公告した件数
岐阜県	100.0%	【対象部局】 土木部局 【分母から除外した工事】 災害復旧工事、通年維持工事、工事金額が250万円未 満の工事を除く	48.4%	608	909
静岡県	100.0%	【対象部局】 土木部局、建築部局、農林部局 【分母から除外した工事】 災害緊急復旧工事、災害復旧工事を除く 等	30.5%	386	963
愛知県	91.5%	【対象部局】 土木部局、建築部局、農林部局 【分母から除外した工事】 災害緊急復旧工事、工事金額250万未満の小規模工事、 工期が1ヶ月未満の工事、工期の大半が工場製作であり、 現場作業が1週間程度の工事、その他、発注者が対象工 事に適さないと判断した工事	18.2%	226	2,309
三重県	100.0%	【対象部局】 土木部局、農林部局 【分母から除外した工事】 災害緊急復旧工事、災害復旧工事を除く 等	57.9%	405	336
静岡市	100.0%	【対象部局】 土木部局、建築部局、農林部局 【分母から除外した工事】 災害緊急復旧工事、災害復旧工事、実工事日数が短い 工事	70.2%	338	24
浜松市	70.5%	【対象部局】 全ての部局(上下水道部を含む) 【対象工事】 令和4年度発注の契約額が250万円以上の工事 【分母から除外した工事】 実施要領に定める対象外工事①設計金額が2千万円 未満の工事②対象期間が28日未満の工事③施工条件 により工程が大きく制約される工事④緊急を要する工事	55.9%	237	90
名古屋市	70.0%	【対象局】 緑政土木局、住宅都市局、上下水道局、交通局 【分母から除外した工事】 週休2日実施困難工事	15.3%	176	396

- 週休2日については、令和6年度より建設業においても改正労働基準法の時間外労働規制が実施されることから、従前より取り組みを実施
- 令和4年度から、現場における更なる週休2日の意識向上を図ることを目的として、発注者協議会参加機関における公共工事を対象とした「まんなかホリデー」を実施

◆実施日 : 毎週土曜日  
 ◆実施期間 : 令和5年10月～※

※令和4年7月より取組を開始し、一斉休工日を段階的に増やしている(次頁参照)

【実施に関する事項】

○対象工事

原則全ての工事(災害対応・復旧工事等緊急性が高い工事及び工程上やむを得ない工事は除く)

○対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間

○休工

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所されていること(巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除く)

○その他

受注者に対し、別途作成するチラシを現場に掲示するよう依頼  
 静岡県内は「ふじ丸デー」の取り組みと合わせての実施  
 三重県内は現状の取り組みを実施

建設業者の皆様へ

“まんなかホリデー”  
 中部地方の公共工事は土曜日を一斉休工日にしよう

なくてはならない建設業を魅力ある職場に！

毎週土曜日は  
 一斉休工日です

令和5年10月～  
 全ての公共工事を週休2日に！

全ての公共工事  
 中部ブロック発注者協議会

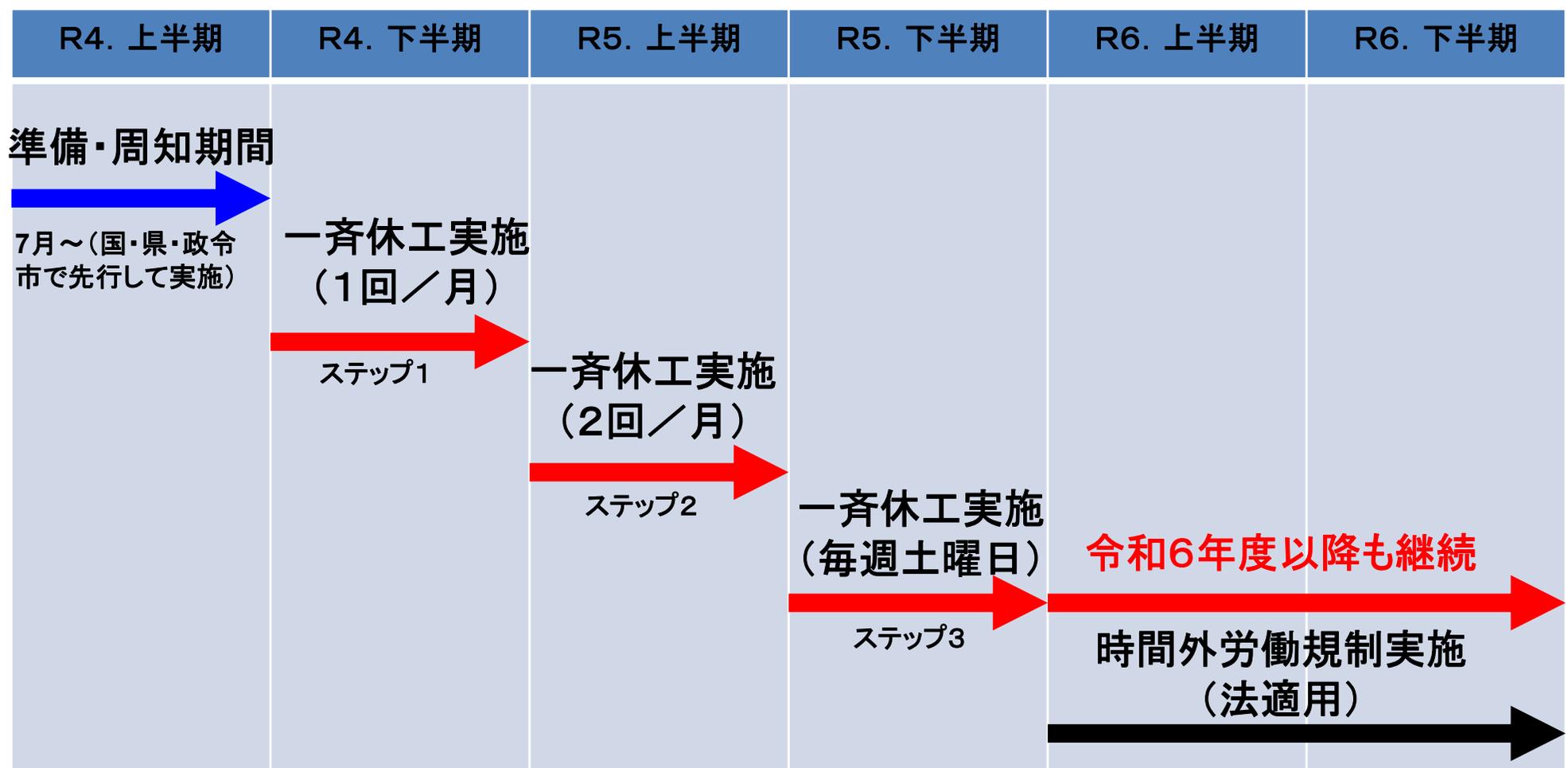
※工事看板をイメージして作成しています

建設業における働き方改革として、休日の取れる職場環境を目指し、取り組みを後押ししていきます。  
 各工事におきましては、工事工程の調整にご理解、ご協力をお願いいたします。  
 なお緊急工事、災害復旧工事等は対象外とします。  
 ※静岡県内はふじ丸デーとして令和3年度から取り組みを実施中  
 ※三重県内は月2回土日完全週休2日を実施中

実施機関 中部ブロック発注者協議会、各業団体  
 国土交通省中部地方整備局・中部運輸局・農林水産省東海農政局  
 警察庁中部管区警察局・中部管区警察学校・財務省東海財務局・名古屋税関・国税庁名古屋国税局  
 厚生労働省東海北陸厚生局・岐阜労働局・静岡労働局・愛知労働局・三重労働局  
 林野庁中部森林管理局・経済産業省中部経済産業局・海上保安庁第四管区海上保安本部  
 環境省中部地方環境事務所・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・岐阜市・浜松市・名古屋市  
 中日本高速道路株式会社名古屋支社、(株)都市再生機構中部支社  
 (国) 日本原子力研究開発機構東海地域科学センター、(独) 水資源機構中部支社・静岡県道路公社  
 愛知県道路公社・名古屋高速道路公社・名古屋港管理組合、四日市港管理組合  
 日本水道事業団東海総合事務所・岐阜県内市町村・静岡県内市町村・愛知県内市町村・三重県内市町村  
 (一) 岐阜県建設業協会、(一) 静岡県建設業協会、(一) 愛知県建設業協会、(一) 三重県建設業協会  
 (一) 日本道路建設業協会中部支部、(一) 日本橋梁建設協会  
 (一) プレストレスト・コンクリート建設業協会中部支部、(一) 愛知県土木研究会

チラシ  
<https://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/enquete.htm>

◆令和6年4月から、改正労働基準法による時間外労働規制が建設業にも適用されます。  
それに向け、一斉休工日を段階的に増やしていきます。



<ポイント>

- ・この取組を成功させるには、ICT施工・BIM/CIMの普及など、建設現場での省人化・効率化の取組をあわせて進める必要があります。

# 新・担い手3法(品確法・建設業法・入契法)

※担い手3法の改正(公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)

## 新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待  
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正  
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、  
5年間の成果をさらに充実する  
新・担い手3法改正を実施

## 担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶  
価格のダンピング対策の強化  
建設業の就業者数の減少に歯止め

## 品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～

### ○発注者の責務

- ・適正な工期設定(休日、準備期間等を考慮)
- ・施工時期の平準化(債務負担行為や繰越明許費の活用等)
- ・適切な設計変更  
(工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用)

### ○受注者(下請含む)の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

### ○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による生産性向上

### ○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

### ○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

## 働き方改革の推進

### ○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止  
(違反者には国土交通大臣等から勧告・公表)
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

### ○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

## 生産性向上への取組

### ○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者:補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請):一定の要件を満たす場合は配置不要

## 災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

### ○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

### ○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

## 建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～

# 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成(令和2年)

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

## 工事

## 測量、調査及び設計

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 歩切りの根絶
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化
- ⑤ 適正な工期設定
- ⑥ 適切な設計変更
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

災害対応

- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携

## R1.6.7 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 成立

6月～8月 発注者協議会、品確法の改正の趣旨説明会の開催  
・地方公共団体・建設業団体に対し、品確法の改正の趣旨説明

## R1.8.8 関係省庁連絡会議幹事会にて、改正骨子(案)を提示

8月8日(木)～9月13日(金) 運用指針改正骨子(案)への意見照会  
・地方公共団体・建設業団体等に対し、運用指針改正骨子(案)に関する意見を収集

## R1.10.2 関係省庁連絡会議にて、改正骨子(案)への意見照会結果を報告

## R1.10.18 基本方針 閣議決定

10月～11月 発注者協議会の開催  
・地方公共団体等に対し、改正運用指針(案)の説明

10月31日(木)～12月2日(月) 運用指針改正(案)への意見照会  
・地方公共団体・建設業団体等に対し運用指針改正(案)に関する意見を収集・反映

## R2.1.30 関係省庁連絡会議にて、運用指針改正(案)の関係省庁申し合わせ

## ■対象

○発注関係団体 1, 826 団体

（関係省庁（23）、独立行政法人等（15）、都道府県（47）、政令市（20）、市区町村（1, 721））

○建設業団体等 840 団体

## ■結果

①骨子案（令和元年8月8日～9月13日）

	提出団体数	意見数
合計	251	2, 521
発注関係団体	143	941
建設業団体等	108	1, 580

②本文案（令和元年10月31日～12月2日）

	提出団体数	意見数
合計	327	1, 497
発注関係団体	259	877
建設業団体等	68	620

運用指針	【工事】指 標	目標値 (R6)
必ず実施すべき事項	① 最新の積算基準の適用状況等	100%
	② 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定 <small><math>\frac{\text{設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}</math></small>	1.00
	③ 平準化率 <small><math>\frac{\text{4~6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}</math></small>	0.80
	④ 適正な工期設定	100%
	⑤ 週休2日工事の実施状況 <small><math>\frac{\text{週休2日対象工事件数}}{\text{全工事件数}}</math></small>	1.00
	⑥ 設計変更ガイドラインの策定・活用状況	100%
実施に努める事項	⑦ 建設ICTの導入状況	100%
	⑧ 受発注者間の工事情報の共有状況	100%
	⑨ 総合評価落札方式の導入状況	100%

運用指針	【業務】指 標	目標値 (R6)
必ず実施すべき事項	① 最新の積算基準の適用状況等	100%
	② 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定 <small><math>\frac{\text{設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}</math></small>	1.00
	③ 平準化率 <small><math>\frac{\text{第4四半期[1~3月]に完了する業務件数}}{\text{年度の業務稼働件数}}</math></small>	0.40 以下
	④ 適正な履行期間の設定	100%
	⑤ 設計変更ガイドラインの策定・活用状況	100%
実施に努める事項	⑥ 総合評価落札方式の導入状況	100%

※赤字は全国統一指標